

患者等搬送事業にする認定について

資料5

総社市消防本部

○患者等搬送事業の認定とは

救急車を利用するほど緊迫していないが、自分一人や家族だけでは病院や福祉施設等への入退院，転院，通院等ができない人が，安心・安全に利用するために，一定要件を満たした民間の搬送事業者を患者等搬送事業者として消防長が認定します。（救急車の適正利用の一環）

○対象事業者は

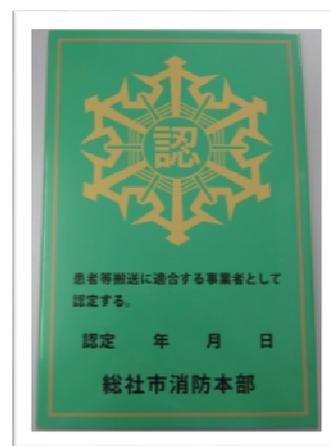
総社市内に事業所を有する事業者（福祉タクシー等）を対象とします。

○認定までの流れ

- ・ 患者等搬送乗務員基礎講習の受講 < 3日間（車椅子専用は2日間） >
- ・ 適任証の交付 < 有効期限2年間 再講習を受講することにより更新 >
- ・ 認定の申請 < 患者等搬送事業者から申請 >
- ・ 認定の審査 < 認定審査基準により，車両，資器材等を審査 >
- ・ 認定証の交付

※ 患者等搬送用自動車には「民間患者等搬送者」と表示するとともに，患者等搬送用自動車認定マークを貼りつけることとなっている。

また，患者等搬送事業には次の認定証を交付する。



○ 県内他市の状況

- ・岡山市 8事業所認定
- ・倉敷市 3事業所認定
- ・玉野市 1事業所認定
- ・井原市 1事業所認定
- ・美作市 1事業所認定
- ・総社市 現在1事業所申請手続中